		郡須恵町　飯塚市　北九州市　田川市		
六、〇五五円	五、九七八円	五、八二四円	五、七〇九円	五、六七一円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　山形市　松本市	秋田市　長野市　市
二三六円	二〇九円	二〇二円	一五九円	五三円

（特例）

第七条　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和八年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十万九千七百四十七円を支弁する。

東京都の区の存する地域	八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　大阪市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　市　泉佐野市

五、九四一円	五、八六四円	五、八二六円	五、七八七円	五、七一〇円	五、六七二円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

上記以外の市町村				
五、五九五円				

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　山形市　松本市	秋田市　長野市　市
二三六円	二〇九円	二〇二円	一五九円	一〇六円

（特例）

第七条　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき六十万五千七百円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　市　神戸市　泉佐野市